

## 重要なお知らせ

2018年3月29日

エコマーク使用契約者  
ご担当者 各位

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### エコマーク商品類型（認定基準）の有効期限の延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコマーク事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年3月までに有効期限を迎える下表の商品類型につきましては、ガイドラインに従って見直しの検討を行なった結果、有効期限を延長することになりましたのでご案内申し上げます。

なお、関係者と協議の上、必要に応じて新 Version 認定基準の策定や部分改定を順次進める予定です。

類型番号	商品類型名	(新) 有効期限	(旧) 有効期限
135	太陽電池を使用した製品 Version1	2024年3月31日	2019年3月31日
151	浄化槽 Version1	2024年11月30日	2019年11月30日
152	テレビ Version1	2025年3月31日	2020年3月31日
502	カーシェアリング Version1	2024年6月30日	2019年6月30日
503	ホテル・旅館 Version1	2022年9月30日*	2019年9月30日

\*2018年度に新 Version の基準策定を行うため3年間の延長とします。

#### 【有効期限の延長に伴うエコマーク認定期間などについて】

上表に該当する認定商品のエコマーク認定期間は、延長後の有効期限まで継続されます。

今後、「有効期限延長のご連絡」、及び有効期限延長後の「エコマーク商品認定証」をエコマーク支払担当者様宛に順次送付させていただきます。なお、「エコマーク使用基本契約書」及び「商品目録」につきましては、改めて取り交わし（もしくは再発行）を行いませんので、ご了承下さい。今後とも、エコマーク事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

《本件に関するお問い合わせ先》

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 総務・契約監査課  
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階  
TEL : 03-5643-6253 代表メールアドレス : [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)  
ウェブサイト : <https://www.ecomark.jp>